

1. 保険会社との商品審査に係る意見交換について

- 金融庁では、保険会社各社と、継続的に商品審査の問題点等について意見交換を行っており、本事務年度上期においては、「長寿化の進展等、社会環境の変化への対応」をテーマとして意見交換を行った。
- その中で、特定のニーズに対応した商品や、外貨建商品などは顧客に対して商品固有の特性・リスクについて十分に理解してもらえよう、適切な説明がより一層重要になるとの問題認識を共有。
- この点を踏まえると、今後の商品審査においては、商品販売チャネルや販売対象とする顧客層を確認し、顧客の特性等に合った募集方法についても十分に議論することが必要ではないかと考えている。

2. 法人向け定期保険の付加保険料実態調査について

- 金融庁では、保険会社に対して日頃より様々な角度からモニタリングを行っており、保険商品の保険料等の商品設計についても、合理的かつ妥当に設定されているかといった観点から常にモニタリングしているところ。付加保険料については、定期的な事業費モニタリングにより事後的に監視をすることとなっており、現在、法人向け定期保険に関する付加保険料の設定状況を調査している。
- 今回の調査では、合理的な理由もなく契約後半の予定維持費を大幅に引き上げているものなど、保険数理に基づく合理性や妥当性を欠いていると思われる事例が認められた。現在、個別にヒアリングを行っており、その中で議論を行っているところ。
- 各社におかれては、付加保険料についても、合理的かつ妥当な水準で設定することが法令で求められていることを踏まえ、その設定を適切に行っていただきたい。

3. 外貨建保険の募集資料の改善について

- 今事務年度は、販売時の分かりやすい情報提供について、貯蓄性保険、特に外貨建保険を中心に、各保険会社に募集資料の改善をお願いするとともに、その状況を確認し、ベストプラクティスの共有を図るなど、各社の取組みをフォローアップすることとしている。
- 金融機関代理店において、多くの顧客が、外貨建保険と投資信託等の他の金融商品等とを並べて検討している実態を踏まえると、募集資料において、商品内容が分かりやすく説明されるだけでなく、他の金融商品等と比較する上で有益な情報が「見える化」されることが重要。例えば、投資信託の交付目論見書等における記載事項も参考にし、運用商品としてのリスク・リターン等の重要事項に関する情報提供を充実させるといった方向性も考えられるのではないかと。
- また、販売後の顧客の運用損益に係る金融機関代理店との情報共有の充実についても、検討していく必要。
- このような問題意識の下、今後各社と対話を行っていききたい。

4. スチュワードシップ活動について

- 生命保険会社のスチュワードシップ活動については、大手社を対象に本年6月の株主総会における議決権行使の状況や、第三者委員会等における議論の状況等をモニタリングしてきたところ。
- 各社においては、投資先の企業価値向上に向けて、議決権行使基準の見直しを行っているほか、議決権行使結果の個別開示の動きも広まっている。また、昨年スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえて新設した第三者委員会等において、議決権行使に関して外部の有識者委員から意見聴取を始めるなど、各社とも前向きに取り組んでいるものと承知。
- こうした中、各社の第三者委員会等における議論の状況等を見ると、個別の議決権行使に関する審議が事後的に行われているケースや、審議している対象社数が少ないケースがあり、各社においては、

第三者委員会等の議事・運営について更なる充実を図っていただきたい。

5. 改元及び10連休に向けた対応について

- 来年5月1日に予定されている皇太子殿下の御即位に際しては、御即位の日を来年限りの祝日とし、祝日前後の4月30日と5月2日も休日の扱いとして、10連休とする方針が本年10月、内閣総理大臣より示され、所要の法律案が11月13日に閣議決定され、国会に提出されたところ^(注)。

(注) 本法案は、12月8日に成立、12月14日に公布された。

- 保険会社の皆様におかれては、改元や10連休に向けて、システム面の手当等既に着手していると承知している。当庁においても、例えば、
 - ・ 取引や事務を円滑に処理・実行するためのシステム面での整備や窓口における態勢整備、
 - ・ 一部保険金の支払いが連休明けとなること等の顧客への周知、などが必要になると考えている。
- 各社におかれては、必要な対応事項の洗い出しを徹底した上で、準備作業に万全を期していただくようお願いしたい。

(以上)